

昭和三十三年四月十七日(水曜日)

午後二時四十九分開議

出席委員

委員長 小枝 一雄君

理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君

理事田口長治郎君 理事芳賀 貢君

赤澤 正道君 安藤 覺君

五十嵐吉藏君 石坂 繁君

大野 市郎君 木村 文男君

椎名 隆君 綱島 正興君

永山 忠則君 原 持恩君

本名 武君 村松 久義君

阿部 五郎君 赤路 友藏君

足鹿 覺君 伊瀬幸太郎君

井谷 正吉君 石田 宥全君

川俣 清音君 中村 英男君

細田 綱吉君 山田 長司君

出席政府委員

林野庁長官 石谷 露男君

委員外の出席者

農林事務官

(林野庁長官)

政務課長

農林指導官(林野庁指導部)

計画課長

専門員 岩隈 博君

四月十七日

委員石山權作君及び川俣清音君辭任につき、その補欠として井谷正吉君及び足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

第一類第八号

農林水産委員會議録第二十九号

昭和三十三年四月十七日

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めの件について外務委員会に連合審査会申入れに関する件
森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)(參議院送付)

○小枝委員長 これより會議を開きます。
森林法の一部を改正する法律案を議題としたし、審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 林野庁長官にお尋ねします。今回のこの森林法の改正であります。見方によつては改悪とも考えられる節が幾多あるのですが、なぜこういうような改正をしなければならぬかという点に対して、まずお尋ねいたします。特に今までの森林法の考え方は、森林計画に基いて幼齡林の伐採をある程度制限するということが一つの柱にもなつておつたのですが、今回の場合には広葉樹の幼齡林伐採の制限と禁止を廢止してしまふというようになつて、こういう点に對する当局の考え方を具体的に御説明願ひたい。

○石谷政府委員 昭和二十六年の第十国会におきまして森林法の大改正をいたしました。現行の法律が制定されたわけでございますが、その中におきましては針葉樹、広葉樹ともにある一定の年齢以下のものにつきましては、その伐採について許可制度をとるといふ

ふうにしたしておりました。その場合に用材林及び遊炭林別に、さらにまた針葉樹及び広葉樹別にそれぞれの伐採許可限度の範囲内において許可を受けて伐採する、こういう仕組みをとつてきたわけでございます。新しいこの計画の制度に基きまして現行の森林計画の編成を二十七年からやつて参つたわけでございますが、たまたま昭和三十一年は五カ年計画による編成を一巡し得た最終年度でございます。この機会に過去五カ年間にわたります計画に基づくこれらの仕事の実施の結果についていろいろと判断をいたしましたわけでございます。そこでこの資料の中にも申し上げておるわけでございますが、大ざっぱに申し上げますと、針葉樹につきましても依然として幼壯齡林に対する伐採強制的な客観情勢が非常に強いにもかかわらず、広葉樹につきましても、用材を含めまして、特に薪材でございますが、大体伐採の許容限度に對しまして許可の申請数量というものが非常に内輪である。大ざっぱの数字で申し上げますと、針葉樹の場合におきましては、全体の許容限度に對しまして許可の申請数量はおおむね七〇%以上という状況でありますにもかかわりませぬ、広葉樹に對しましては大体四〇%程度というところでございます。また全国二千九十六の森林区について見ましても、各森林区ごとの許容限度を超過いたしました伐採許可の申請のありました森林区の比率というものは、広葉樹用材林の場合におきまして

一七%、それから薪炭林の場合におきましてはわずかに六%、こういうような状況も実ははっきりわかつて参つたわけでございます。許可制度をとりますとかかなり煩瑣な手續を必要とするわけでありまして、しかも用材林、薪炭林別に大別いたしますと、許可の申請数量は大體年間十五万件ずつあるわけでございます。このほかにある一定年度以上を達しますと、これがいずれも届出の制度をとる対象の森林になつておられますが、届出によつて伐採してありますものの届出件数もおおむね四十万件をこえるというふうな状況でございます。むしろ重点の低いものに対しましては、非常に煩瑣な手續を要しますところの許可制度からはずして参ります。そして一方重点のますます高まつております針葉樹の伐採制限の制度の運用を適切にはかつて参りたい、こういうことが実は趣旨でございます。今申し上げましたのは、過去五カ年間にわたりまして実施した結果にかんがみてのものを申し上げたわけでございますが、一方におきまして広葉樹におきましては、御承知のように近年用材といたしましての広葉樹の利用というものが次第に進んではおりますけれども、その進み方の伸びは非常に緩慢なものであります。一方薪炭材の消費でございますが、これは戦前の昭和五年ないし十年あたりにおいては一年間一億二千万石程度の薪炭林の伐採が行われておりましたのに対して近年は八千万石を下回るといふような状況で、し

かも目下横ばいの状況でございます。大消費都市等における薪炭消費の今後の趨勢から判断いたしますと、これは漸減をするということに相なりまします。従いましても薪炭材として伐採されましますところの広葉樹の伐採量は、大體現在程度のもので横ばいをするといふふうには考へべきであります。従つてこのいわゆる消費傾向からいたしますと、要の増大に對する伐採促進といつたようなことにつきましても、さしたる心配はないと考えまして、伐採の許可制度の対象からはずしまして届出制度の方に移行せしめ、そこで浮いて参ると申しますか、出て参ります事務余力を用ひまして、いやが上にも重要性を増して参ります針葉樹に對する伐採制限制度の運用の完備を期して参りたい。従いまして從來二月、六月の二回しか許可の受付をいたさなかつたものを、年間三月、六月、九月、十二月の四回に届出をいたしましてこの制度運用の完備を期して参りたいと考えてこの提案をしたわけでありまして、

○芳賀委員 ただいまの説明によりますと、今後の針葉樹と広葉樹に對する森林行政の方針としては、広葉樹を漸減して針葉樹がそれに入れかわつていくという考え方の上に立つという意向なんでしょうか。
○石谷政府委員 將來の木材の需給趨勢から判断すると、かなり急激に増大が予想されるところになるわけでありまして、これに對して可能な限り木材供給力の国内需給度を引き上

げて参ろうといたしますと、天然生林を伐採いたしましたあとには、針葉樹の用材林をもつて仕立てがえをして参る必要があるように思ふわけであります。従いましてそのような要請からいたしますと天然生の広葉樹林はある段階までは次第に減りまして、人工植栽による針葉樹林にとつてかわるということが言ひ得ると思ひます。

○若賀委員 その場合に一つの考え方としては、国内における需要の増大が結局適齢伐期に達しない幼齡林を、広葉樹に限つては伐採せざるを得ないという需要に対応するためにこういう制限緩和をやるのではないかとこの考えも持たれるわけですが、そういう点はいかがですか。

○石谷政府委員 決してそのような意図をもつて始めたわけではないのでございまして、全体として非常に逼迫していることのために、なかんずく針葉樹の資源が非常に減つて参りまして、針葉樹の毎年の伐採が漸減しているというこのために広葉樹の資源に対する利用が促進をされているという事実がございまして。しかしながらその肩がわりたるや非常に緩慢なものでありまして、こういう措置をいたすことによりまして広葉樹の伐採が急激に進むというようなことは全然あり得ないと思ひておられるわけがございまして。

○若賀委員 この改正を行なつた場合、広葉樹用材の価格等に対する影響は不可避なものだと考えます。こういう改正を行なつたことによつて価格面に対する影響はやはり出てくるのではないのでしょうか。

○石谷政府委員 その問題についてでございますが、先ほども御説明申し上げ

ましたように、全国二千以上の森林区という、いわゆる現実の伐採許可の制度の運用をいたしております単位についてでございますが、用材林の場合におきましては、広葉樹については七割、薪炭林の場合におきましてはわずかに六割というふうな、いわば一方において八三割、一方において九四割の森林区は、こういった制度がありましても、いわゆる許容し得る限度を越えまして伐採の許可申請があつたという現実にはないわけでありまして、そういう意味ではほとんど影響がないというふうな判断をいたしてございまして。

○若賀委員 この問題は結局広葉樹に對しても、たとえ伐調資金制度なんかがあつて、これは特に災害のときなどにも出てくる問題ですが、やはり災害等によつて農家の経済がアンバランスになるような場合においては、当然所有山林の立木を切つてやるといふことになるのですが、今まで一つの制限といたつてやつてきたのですが、今度これはもう切つてもかまわぬのだといふことになる、山林業者の経済的な事情によつて、まだ切るべきでないといふような木がごんごん切られてしまふような場合が出てくる。この伐採の跡地といふものは、必ずしも

今長官が言われているように、針葉樹とかそういう好ましい林相に轉換されていくといふことにはならぬと思ひます。余儀なく伐採した跡地は、場合によつては放置されるという事態も出てくると思ふのですが、こういう点に對して今回の改正では何ら配慮を加えておらぬといふふうに見られるわけが

が、その点はいかがですか。

○石谷政府委員 ただいま伐調資金の問題がございまして、大体近年十八億三、四千万円という程度でござい

ますが、そのうちの二割程度のものが、いわゆる広葉樹薪炭林の許可になりましたものに對する融資の割合でござい

ます。従いまして残りの九割というものは、全部針葉樹幼齡林に對する伐採抑制の肩がわりとしての融資というふうにお考えいただけますか。

○石谷政府委員 それは、用材林、薪炭林ともに、私どもが考えますように針葉樹の用材林になかなかないかぬではないかといふような問題がいろいろあるわけ

でございますが、これに對しましては、私どもといたしましては昭和三十一年度、昨年度をもちまして終戦直後に累積いたしておりました百十五万町歩の、いわゆる造林未済地といふもの造林が一応完了いたしましたとい

うことになりまして、三十二年度からは、いわゆる林種の轉換とか樹種林相の改良といったようなことを取り上げて、先ほど申しましたい

は、民有造林地現在四百六十万町歩のものを、六百万町歩の規模にまで拡大して参りたい、かような考え方で実は進めておられるわけでありまして。

○若賀委員 地方によつては必ずしも針葉樹一辺倒ということではなくて、やはり広葉樹を中心にした、そういう植林経営といふものが成り立たぬといふことではないかと思ふ。そうして回転率等を考えた場合においても、やはり広葉樹の樹種の改善等によつて、広葉樹の林相を十分立立てて、そうして回転率を早めるというふうなことにすれば、あながち採算の上からいつても、それが針葉樹と比較して非常に劣悪なものであるといふことはいえないのじやないかといふふうにも考えるわけ

です。ですから今後の指導といふものを、単に広葉樹の適齡期以前の伐採を無制限にやつてもいいのだといふような一つの行政的な態度といふものは、与える影響が、予期しないところまで拡大発展していくおそれがないとも限らないと思ふのです。ですから、こ

ういう点は林野当局としても十分細心な注意等を払つていく必要があると思ふのであつて、この一角が崩れた場合には、次にはやはり針葉樹の伐期に對しても、制限緩和をしなければならぬといふような事態がこないともいえないと思ふのです。そういう点は十分確信があるのですか。

○石谷政府委員 むしろ私どもといたしましては、やはり針葉樹、広葉樹と比べました場合に、針葉樹につきましては、五年前にこつた制度をとるやうになりました当時の状況より、さらに一そう悪化している。しかも昨今の需要の趨勢をいろいろと判断いたし

ますと、依然として針葉樹に對する要請が非常に大きい。そういうことからいたしますと、針葉樹の伐採に對する伐採制限制度といふものの運営をできるだけ適切化することによりまして、これを中心にこの制度の運用をはかつて参りたい。そのためには、比較的その必要性の薄くなつてい

る広葉樹に對しては取りはずしまして、そうしてこれらに伴う事務能力の抽出をはかつてやつて参る、こ

ういふふうな考え方だと思ひます。

○若賀委員 この改正が、たとえば地方の森林組合の事業等に及ぼす影響といふものは、どういふことになりま

すか。

○石谷政府委員 森林組合の事業と申しますのは、現在森林計画の制度の実施に伴う森林組合の協力関係、いわゆる森林区実施計画の履行確保に對する協力関係がございまして、これらの点につきましては、従来と何も變りがございませ

ん。

○若賀委員 次に、いわゆる広葉樹の場合でも、これはバルブ原料になつて

いる面も相当あると思ふ。ですから、今度適齡伐期の制限をはずすといふことになれば、これはバルブ資源として非常に伐採の速度を早めるというやうな事態が起きてくると思ふのですが、いかがですか。しかもそれが、価格が非常にたたかれるといふ傾向の中にお

いて過伐されていくといふことにならぬでしようか。

○石谷政府委員 一応広葉樹といふ場合におきましては、いわゆる薪炭林として農家周辺の地域に相当広く存在している森林と、それから広葉樹用材林といふものは、いずれも各奥地にのみ

残っているものと、こういうようなふう
に大きく分けられるわけでございます
が、奥地にありますいわゆる広葉樹
用材林というふうなものにつきましては
、この制限を撤廃することによりま
して、急激に伐採が伸びて参るとい
うような客観的な条件にはないわけ
でございます。ただこれが撤廃されるこ
とによりまして、広葉樹の伐採促進とい
うことにはある程度相なるものだと
いうことは、私も予期をいたしている
わけでございますが、そういうことに
よる新しい伐採跡地につきましては、
条件のいいところは、いずれも針葉樹
の造林地化をはかって参るといこと
に相なるので、針葉樹の造林地化を促
進する意味からいいますと、私も必
ずしも広葉樹の伐採制限を取り除く意
味を過小評価してはいない、かように
考えております。

〔委員長退席、笹山委員長代理着
席〕

○芳賀委員 次に、伐採の許可の対象
を、今まで一年二回を四回にする
ということですが、やはり森林の伐
採の場合には、計画性を持ってやっ
ていくということが非常に望ましいこ
とであつて、そういう計画の上に立つた
伐採をするという場合においては、従
前通り年二回なら二回で事足りると思
うのです。それをわざわざ四回まで許
可するということになる、この面も
非常に手続上とか計画上からいって
むしろ煩瑣になって、場合によっては思
いつきですぐ伐採を始めるということ
にならぬとも限らぬ。ですから一貫し
た計画性を持たして許可をするとい
う場合においては、むしろ年二回なら二
回ということをやった方がいいんじや

ないかと思われのですが、いかがで
すか。

○石谷政府委員 この辺の問題でござ
います。要するに資源が漸減をして
おる、これに合せましていわゆる伐採
の許容し得る限度というものもかなり
低い、こういう状況下で伐採許可の申
請をして参るのであります。そこでそ
の扱いが適当でありませんと、いわゆ
る無届け伐採と申しますかやみ伐採
が行われてくる、こういう情勢を助長
するということに相なろうかと思つて
けであります。御承知のように民有林
の場合におきましては、森林所有者が
みずから伐出をいたしまして、ある程
度製品化されたものをそれぞれの製造
業者に売り渡していくというような扱
いはほとんどないわけでございますし
、森林の所有者はあくまでも立木の
ままで伐出業者あるいは製造業者に売
るといことの方が多々あります。従
いましてこれはいづれも事前に立木手
当をいたした業者が自分のものとし
て伐採許可の申請をする、こういう
ことに相なりますと、年二回だとい
うと年二回しかそういうチャンスがな
い、こういうことになるわけござい
ます。ところが必ずしもそう手元裕福
な業者ばかりではございませんし、か
なり零細な業者もそれぞれ立木手当を
して参るといことになりますと、立
木手当をいたしたとしても実際伐採に
着手するまでの間、すなわちこの間に
許可というものが要るわけございま
す。かりに相当長い期間を置くとい
ふことになりますと、非常に苦痛を与
えて参るといことに相なろうかと考
えます。そういうことが次第にや
み、伐採に追いやるといったような情

勢を作り上げて参つて、この制度の運用
がそういうことからくずれて参るとい
うことは防がなければならぬ。そこ
で広葉樹に對したその余力をもつて従
来の二回を四回にいたしまして、実情に
合うように取り計らつて参る、こうい
うことにいたしたい、かように考えて
おるわけでありませぬ。

○芳賀委員 立木の伐採の場合、単に
伐採だけということじゃないのです
ね。しかも計画的に伐採をしていくと
いうことは、すなわち伐採跡地に対
しては植栽をしていく、その事業が付
随していかねばならぬのです。植栽
する場合には春とか秋とかいう季節し
かないですね。だからそういう意味に
おいて今日まで伐採の許可というもの
を年二回に置いているという意味も、
一方においては植栽がちょうど適宜な
計画の線に沿つて行われるというね
らも一つはあるのじゃないかという
うに考えられるのです。やはり伐採す
ることと同時に、それ以上に伐採跡地
に對して植栽をするとか樹種の更新と
か改善をやつていくという意欲が働い
ていかなければ、森林行政というもの
はだんだん後退するのではないかと
いうふうな考えられるので、単に伐採す
る業者の便宜をはかるということだけ
で、伐採跡地に植栽するということ
とかく軽視するような傾向の許可方式
というものは好ましくないというふう
に考えられるのですが、その点はいか
がですか。

○石谷政府委員 伐採をいたしまして
も、この伐採跡地に對しまする造林
は、おおむね伐採の翌年あるいは翌々
年に行われるというのが実態でござ
います。従いましてただいまの二月、六
月の二回ぐらゐ、ちょうど造林の時期
に當るといふお話でございますが、伐
採と造林の關係は、その年内には実施
いたしませんので必ずしも直接的には
關係はないわけでありませぬ。それ
から現行制度のもとにおきましては、も
ろん国有林につきましては計画的な植
伐をいたしております。公有林につき
ましても可能な限り計画的な植伐の実
施をはかつて参りたいというので、実
は公有林の経営計画というものが今
回の法律改正で取り上げておるわけ
であります。一般森林につきましては、個
個の所有者が自分の判断をいたしま
す。その計画性というものは確かにある程
度はあり得ておる、かように考えてお
るわけでありませぬ、かように考えてお
るわけでございますが、こういう計画
に従つてこういうふうな伐採が進めら
れ、その跡地の造林はこういうふう
にやらなければならぬという規制はな
いわけでありませぬ。いづれも指導を
もつてそれらに當つて参るといこと
でございます。私どももいたしま
しては、森林区ごとの伐採は許容し
得る限度内の伐採でありませぬ、その
許可の申請に對しましての状況によ
つて判断をして参るといことしか規制
の手段はない、かように考えておるわ
けでございます。

○山田委員 ただいまの問題に關連し
て伺います。森林法の規定の中に杉、
ヒノキの伐採年齢があつたと思つた
す。ところが今度の町村合併促進法に
よりまして、何か町村の赤字財政の
ところで申請をした場合に、これが伐採
していいというところから、樹齢に達
しない杉を伐採するといふふうなこ
とが許されるかどうか、もしこれが許さ

れるものとするれば、森林法が無視され
る形になると思つたのです。この点どう
お考えですか。

○石谷政府委員 これは現在の森林計
画の制度の建前についての問題でござ
います。ただいま御質問のありまし
たある一定の樹齢が定められておる
というの、森林法でいわれる適正伐期
年齢と申しております樹齢でございま
す。それでこれらは大体地域別にまた
樹種別に定められておるわけござい
まして、どこどこの流域のどここの
流域については杉は三十五年とか、あるいはど
ここの流域については赤松は三十年
とか、こういうきめ方がされておる
わけでありませぬ。そこでこの樹齢に達し
ます場合には許可制度にかかつてお
るわけでありませぬ。この樹齢に達し
た以降の伐採は六十日間の届出で事柄
が済む、こういうふうな運用してお
るわけでございます。従いましてこれら
の伐採許可の対象になりますものを伐
採しようといたします場合に、ただ
いまの伐採許可の申請が行われるわけ
でございますが、これは森林区という全
国を二千九十六の単位に分けた単
位ごとに、その年々に伐採を許し得る
限度の数量が森林区実施計画という計
画で毎年定められるように相なつてお
ります。従いましてその計画の中で示
されております伐採の許容限度に満
つるまでの間のものにつきましては、そ
の樹齢に達しない幼壯樹齢でありま
しても許可ができるというふうになつ
ておりますので、許可手続をいたしま
して行われておる伐採では、これはあく
までも正当な伐採だ、こういうことに
相なろうかと思つたのであります。

○山田委員 私は何っておることがよく理解されないのじゃないかと思うのですが、そういう森林法に樹齢の年限があつても、たとえば村が町と合併した場合には、財産を町の方に取られてしまふ、そういうことから村の人たちが財産区を設定して法律がどんなことであらうとかまわなないということでも、もちろん今の長官の御説明ですと、毎年切る地区を設定して、それで計画の線に沿わせるというような御趣旨のようですが、そんなことは無視してしまつて、要するに届け出る年限に規定があるにかかわらず、それから毎年暮れにはそれが申請の締め切りによつて許可するかしないかというふうなこともきめておるものと思われ、町村合併で隣の町と一緒になつてしまふというふうなことはつもらないからというので、一切これを無視してしまつて切つた場合にはどうするか、こういうことです。

○石谷政府委員 これは無視してということでございますから、当然伐採の申請をして許可を受けない、いわゆる無届伐採、無許可伐採ということになると思うのですが、これは明らかに森林法に対する違反ということになると思ひます。

○山田委員 私は、そういうことを承知しておつて切つてしまつた場合に、どうするか聞いています。

○石谷政府委員 罰則を適用して罰する以外にはないと思ひます。

○山田委員 罰則も承知して居るので、実は現に栃木県でそういう一つの場合があるから私は何うのですが、自分の財産を切るのに法律が何だかんだいつたつて、そんなのは無視すると言

わんばかりに伐採をして居るところがある。こういう場合に罰則の適用とつたつて、適用の衝に当る人たちがそれを適用してないのですよ。この場合はどうする。

○石谷政府委員 これは明らかに森林法の違反であり、罰則を適用して罰するということ以外には処置のしようがないと思つておられます。

○山田委員 今度の町村合併の場合でも、私の知つて居る範囲だけでも何か所もある。おそらく全国では相当な数に及んで居ると考へておるので、そういう場合、林野庁としてはどういふ罰則を適用して居るか、そういう例があるかどうか。

○石谷政府委員 私どももいたしましては、ある一定の年令までに達して居ないものは全然これは切つてはならないという扱ひは実はいたしておらぬわけで、一応届出ということにいたしました。市町村の財産区の場合におきましても、一般の私有林と同じような扱ひをいたして居りますので、ただいま御指摘のようなことが全国的にあるうとは考へておらぬわけであり、十分に調査してみたい、かように考へておられます。

○山田委員 私の言うのは、そういう処罰した例があるかどうかというのですよ。そういう例がおそらくないのじゃないかと思つて居るのです。それから平気で規定があつても、そのことを知っている人は、どうせ何もないんだという意味で、口では言わなければいけません。口では言わなければいけません。口では言わなければいけません。口では言わなければいけません。

○石谷政府委員 具体的に何年に何件あつたということは判明して居りませ

んけれども、事実処罰をした例はございます。

○山田委員 それを一つ内容を明らかにしてくれませんか、どういふ例があつたか……。

○石谷政府委員 いずれ資料をもちまして明らかにしたいと思います。

○芳賀委員 次に改正の第三点であります。地方公共団体が所有する森林に對して、森林区実施計画から一般の分と切り離して扱ふというふうなことが改正点に載つて居るわけですね。これはどういふ考へ方ですか。

○石谷政府委員 これは現在の森林区実施計画という計画の内容からちよつと御説明申し上げなければならぬと思ひますが、要するに、先ほど申し上げましたようにある一定の年令に達するまでのものについては、森林区、これは全国二千九百六十六箇所から、一森林区の平均の私有面積は七千五百町歩、大きいもので三万町歩、小さいもので三千町歩くらいで、私有林を包括して居る地域でございます。この地域ごとに伐採の許容限度というものをきめておるわけでございます。それについては個々の森林所有者に對して一々どういふ計画的な伐採をする、その数量の限度はどうかというきめ方は実はしておらない。全体としてそれだけの数量をきまして、そうしてそれぞれ伐採せんとする者が伐採許可を申請いたします。森林法では、許可いたします場合に、許可の優先順位をきめておられます。たとえば間伐は主伐に優先するとか、年令の古いものは年令の若いものに優先する、それから同じ年令の場合には径級の太いものが細いものに優先する。許可をする場合、こ

ういふ優先順位をきめて処理しておるわけであり、そういうことによつて所有にかかわらず事柄を扱つておる、こういうやり方を現行の森林法はやって居るわけであり、その場合においては公有林も一般の私有林も同じ扱ひをして居るわけであり、一面においては公有林というものは一般の私有林とはその持つて居る意味が違ふという具体的な認識に基づきまして、できるだけ自主性のある扱ひを計画的にやつていくような余地と方法を研究する必要があるのではないかと、この考へたわけであり、あくまでもこの公有林に編成してもらおうと思つておられます。経営計画というものの実施期間と森林区実施計画、実施計画の五年と合せて、そうしてこの計画の中においては植伐の場所的なことまでも具体的に取ききめて参りたい、こういうことに相なるわけでございますが、そういうことになり、それに基いて五年間のいわゆる伐採の許容限度というものが出てくるわけであり、これはやはり一般の森林区の中に公有林とともに含まれて居る一般私有林の許容限度の中のものでございまして、一応ワックとして区分して、公有林分として与える、こういう考へ方に立つておるのであります。

○芳賀委員 ですから森林区の実施計画の中にそれを別個なものにして許容限度を設けるといふことになると、公有林の性格からして、その森林区の中においてはお互に公有林の方が理想に近いような形でその経営が行われてし

か、公有林の方はむしろ許容限度を別にする、いろいろな条件を緩めるとい

うようなことが改正の重点ではないか。もつと公有林の方をりっぱにやらなければならぬということ、許容限度を別にして、それが模範的な経営が行われるようにする、この改正のねらいはさうではないんでしよう。公有林はさらに一段レベルを落してやれるということが改正点ではないですか。

○石谷政府委員 これはやはり目標と公有林の現在置かれて居る実態との間の問題が同時にここに出てくると思つて居るわけですが、当然公有林というものは地方の公共の福祉のために経営されなければならぬ。少くとも市町村の基本財産として帰納するといふような特別の役割が与えられて居ります。従つて一般私有林とはその森林の持つ社会経済的な意味が違ふ、こういうことに相なるわけでございます。ところが現状は一般の私有林に比べて荒廃して居る。私どもとしては一般私有林と現在の国有林のいわば中間的な存在のようなものとして、毎年の植伐計画というものを基幹計画として、国あるいは都道府県がこれを作り上げるということについては非常に無理があるといふように考へて居るに、かかわりませぬ、公有林に對しましては五年計画で切るべき場所、その後には造林すべき場所、樹種、方法といふふうなもので具体的な規定をする、こういうことを実は経営計画として取り上げて居るわけでございます。その範囲のものとしてお考えいただけますならば、今までの一般私有林として扱つて参りました計画制度の中におけるものよりも、公有林に對しては計画内容はよほど具体的に相

これはやはり国有林の経営計画のようなものに多少近づくと方向でござい... 許可限度を一年に切るといふだけの余地、裁量というものでございまして、

責任ある措置が必要であつて、そのために国有林を払い下げて適当にやつてくれと云ふようなことは避けなければならぬのじゃないか、

の当面の窮迫した財政緩和のためにその売り払いを通じて役立たしておるといふことのお話があつたのであります、

やはり大きな関係を持つものだと考えられるのですが、こういう点の実施に對しては、具体的にどういふ方向でやつていくかという点を聞きたいと思ふのであります、

つくわけでございます、ただいま申し上げましたように、国内の需給度を可能な限り高めるといふことで、現在

い、こういうことから育種事業、林木の品質改良事業というものを取り上げた、こういう経緯でございます。ことしはほんの端緒でございます。きわめて不十分なものでございまして、一応私どものこの事業推進の目標といたしましては、全国を七つの地区に区分いたしまして、それぞれの地区の代表的な個所に一カ所ずつの園営の育種場を設けたい、かように考えておるわけでありまして、この育種場におきましては、いよいよ交雑育種等の方法によりまして新品種の作出を考へて参るといふことと同時に、外国樹種の導入の試験あるいは適用の試験というふうなものをお願いしまして、できるだけ適用範囲の広い優良な外国樹種というものをそこで選抜いたして参る、そうして親木になるものをそこで養成して参る、こういうことを考へておられます。あわせて各都道府県におおむね一カ所ずつ原種苗畑というものを作りましてそこで園営の育種場で増殖されましたものをさらに増殖して参る、こういうふうな仕事をやって参りたい、かように考へておるわけでございますが、ただ林木のように、長いこと天然のままに放置されておりました、そういうふうな手を全然経ておらないものにつきましては、交雑育種という問題からとつかかって参ります前に、現在あるものの中から品種の優良なものを選びまして、精英樹と申しておりまして、そういうものを中心にしてあるいはさし木、継ぎ木というふうな方法によってその個体の形質をそのまま継承させながら増殖をしていくというふうな方法も実はあるわけでありまして、各都道府県ごとに設けよ

うと考へておられます原種苗畑におきましては、選抜された精英樹を中心にしてこれらの増殖をはかって参る、こういうふうな仕事をとりあえず取り上げておるわけでありまして、本年度の予算におきましても一応現在の林業種苗法によりまして母樹林が制定されておりますが、これらの母樹林にかわるに採種林の指定というものをやっつけて参りたい、これは大体二万町歩ずつ五年計画で十萬町歩というものを予定をいたしておるわけでありまして、それから精英樹の選抜を実施して参り、これらのものを親木といたしまして増殖するために必要な若干の施設をして参るといふことでやっつけておるわけでございますが、これは国有林野事業と一般の民有林の造林事業等を並行的に進めまして、両者が有無相通じながらこの仕事の完成を期して参りたいという考え方でございまして、七カ所の園営育種場の中で国有林野事業特別会計で大体三カ所程度を予定し、一般会計で大体四カ所程度を予定しておるといふこととございまして、本年度といたしましては国有林野事業特別会計で北海道内に一カ所と、茨城県の水戸郊外の笠原という地区に一カ所、それから一般会計予算におきまして熊本県下に一カ所、これらの育種場の整備を予定しておるわけでありまして。

○芳賀委員　そういう大事な点が今回の改正の中にはつきり現われてこなければいかぬと思うのです。とにかく農業生産の中でも林業の問題は一朝一夕にどうするとうわけにはいかぬと思うのです。長期の計画性と一貫性の上で立たなければやはり林業の政策とか行政はやっていけないと思うのです。ですから単に広葉樹を無制限に、適齢期を問わなくて切りたい場合には全部切つてもかまわないというような思想の上で立って法律を改正する場合においては、やはり広葉樹の天然林なんかは相当多いと思うのですが、そういうものを制限緩和して伐採させるということとは、林木の品質改良とか成長度の高きものに転換させるのだという大目的の上に立ってこの広葉樹の伐採制限を緩和するということがあればこれはまだ話がわかるのですが、そういううらはらなものがあるもので、ただ広葉樹の場合においては自由に切つて山を丸裸にしてもかまわぬのだというふうな、そういう印象を一般に与えるという危険が非常に多いと思うのです。現在の国内における用材の需給の状況からいっても、どうしても成長度が需要に追いついていかぬということには長官が言われた通りなものですから、やはり天然林を人工林に転換するとかいうような林相の転換とか、品種改良とか、あるいは森林法の育成に対する高度の技術をそこに注ぐというふうなことがやはり森林法なら森林法の改正の中に明確になって、これが改正点であるというふうなことであれば、われわれとしても全面的にそれを支持することができるのですが、今回の改正はそういう点が非常に抽象化されておつて非常に不明確で、むしろ林業政策の後退でなくかという批判がどうしてもこの中から感じられるわけなのです。そういう危険が多分にあるのです。ですから私はもう少し現在における林野の近代化された行政構想というものをこの際長官が明らかにされて、この審議を促進すべきでないかというふうな考え

られるので、こういう点に対してはもう少し具体的な考え方を述べてもらつた方がいいのではないかと思つております。○石谷政府委員　私の方といたしましては、ただ単に広葉樹に對しまする伐採制限を取りはらしてあとは野放しにする、こういうふうな意味では全然ないわけでございます。やはり実態的に申しまして過去五年はあるいは短かいということに相なるかと思つて、現にやっつけて参りました仕事の実態にかんがみまして、さらに広葉樹利用というものを裏つけておられます消費の流れを見きわめまして、一応そういうところのものははずしても実害はない、むしろそこで生み出される余力をかつて一番問題のある針葉樹の伐採制限の運用に當つて参りたい、こういうことなものでございまして。そういうことで発足いたしまする広葉樹に對しまする制限制度の取りはずしでございますが、そのことのもたらす意味と申しますか、ただいま申し上げましたように將來は、広葉樹天然生林を伐採いたしましたのちに新しく針葉樹の幼材種林を作り上げて参るといふことが、いわば將來の需要増大に備える一番手近な有力な方法だ、かように考へて一千百町歩の造林地の確保というものを最終目標といたしまして、一応三十一年度から仕事をやっておるわけでございますが、なかなかそこまで追いつかぬという問題につきまして、品種の改良事業等を取り上げて参るといふことを申し上げたわけでありまして、そこで当然そういうふうないたしました新しう造林地がされる対象、さらにすでに造林地がされたものが繰り返し伐採されまして、再造林をされる対象という

ものに対しては、いづれもこれでは、しかも成長の早い樹種を入れて参りたい、品種を入れて参りたい、かようなふうな考へておるわけでございますが、
〔笹山委員長代理退席、委員長着席〕
もう一点の問題といたしまして考へなければならぬことは、いわゆる林種転換とか林相改良とかいう仕事は、従来天然林であつたものを切りまして人工で植栽して参るといふことでございまして、しかもこれらの事業の行われまする環境も、比較的不便な地域に、しかもある程度まとまって行われるということになるわけでございますので、従いましてこれらの造林事業というものをやっつけて参ります場合に、従来林の問題と多少技術的に困難を伴うようなことに相なつて参るといふことが一点と、それから相当まとまつた面積、地域というものが同時に造林地化されるということになりますと、いわゆる自力増殖ということだけでは、その跡地の造林がなかなか進みかねるというところのために、やはり新しく造林事業の計画推進のための資金の確保をはかつて参る必要が出て参る、私どもかように考へておるわけでございますが、かりにこれらのものにつきまして民間の資金導入というものを計画して参るといふことにいたしますと、あくまでもこれはできるだけ短期に有利なものを生産が行えるということになりませんと、資金導入のきつかけすら得られない。このためには、ただいま御説明申し上げましたような資金導入というふうなことが非常に効

果を持ってくるのじやないか。こういうところに問題を集約いたしまして今後の造林推進をはかって参りたい、かように考えておるわけでございます。

○芳賀委員 私どもは、この森林法に對しては非常に社会的な高い、公益行政を持つた法律であるという認識の上から、やはり森林法を中心にして今後の森林行政を進めていくべきだという考え方に立つておるのです。ですから、これがいささかでも改悪と見られるような方向に向くことは、これはあくまでも避けなければいかぬと考へて、この点を強調しているわけなのですが、もう一つは今後の改正によつて、たとえは広葉樹の伐採が非常に無計画、無制限に行われるとしても、これはもう一つ、森林法との関係ではありませんが、法律の改正だけやつて広葉樹は切つてもかまわぬといふことになつても、奥地における開発といふものは林道開発といふものが進んでいかなければ、奥地は考へるに達しても伐採はできない。それで里山といふような手近なところだけが、非常に用木が伐採されるというアンパランスの傾向がどうしても出てくると思ふのです。ですから、やはり一面林道開発とかそういう問題も積極的に進めていかなければ、この法律だけ改正してこれであらうかといふことには絶対ならないと思ふのです。本年度の林道関係の公共事業費等を見て、それはどこの広葉樹の伐期を早めて、そして樹種転換をやるといふような、そういうのわらわらした意味の林道開発といふことは何ら考へられておらぬようにしか見えないのですが、その点はいかがですか。

○石谷政府委員 過去五カ年の実績をとつてみましても、相当程度に林道の開設を見まして、いわゆる既開発の森林状態に相なつたものもあるわけでありますが、お説のようにまだまだ奥地開発の林道施設というものについて非常に不十分な面があるといふことは、私どもも全くその通りであると考えておるわけでありませう。しかも現在、一応林道事業の予算要求をいたします場合の一つの手がかりは、現在以上一応の目標を置かざるやうなところにもおろかざるやうな予算要求をいたすに達せしめておらない。逐年既開発林に對する伐採の依存度といふものが非常に大きくなつて、いわゆる過伐の促進といふことを結果するやうなことが指向されておらぬかといふことは、非常に問題があるかと思ふわけでございます。そこで一林道がすすつておるといふこと、あわせてその奥地が開発されるやうな情勢といふものが出て参るによつて林道が開設されるというやうな意味合いにおきまして、これらの関係はうらはらに相なろうかと思ふわけでありませう。私どももいたしましては、広葉樹の伐採制限制度を取りはずすといふことによりまして、先ほども御説明申し上げましたやうに、決して急速に伐採が進行して、荒れ山ばかりができることではございませぬけれども、そういうことによりまして現実の意味のなかつた煩瑣な手續が省かれることによりまして、広葉樹用材が若干でも伸びるといふことはむしろ林道施設のよ

うなものが早目に開設される契機になるのじやないか、こういうやうな若干の期待すら持つておるわけでありませう。

○芳賀委員 林道の問題ですが、昨年森林開発公団ができたんですが、発足当時は見返り円資金に依存して公団経営をやつていくといふことでありませうが、現在では政府の方針も、余剰農産物の受け入れに對する国民的不評の公団といふものはそれぞれ方針を改めなければならぬやうな事態に立ち至つておるわけですが、森林開発公団の場合にはその後どういふやうな事業の進展といふか、推移をたどつておるかといふ点を、この機会に説明してもらいたいと思ふのです。特に愛知用水公団のことは、大きな国費を使つて全く何をやっておるかわからぬといふやうな状態になつておるわけですが、ですからこの機会に、森林開発公団といふものが果して所期の期待とか、目標に向つて進行しておるかどうか、その点はいかがですか。

○石谷政府委員 概要御説明を申し上げたいと思ひます。昨年七月十六日に設立をされましたから、直ちに早期に事業着手の目標のもとに機構の整備なり、あるいは人員の配置、公団の事業運営をして参りましたために必要な諸規定等の取りそろえといふやうなことを鋭意やつたわけでございますが、その結果といたしまして本所を東京都に設け、さらに支所を奈良及び徳島に設けまして、林野庁並びに関係都道府県の優秀な要員を優先的に配置いたしまして事業の実施態勢を整備して参つた、こういうやうな状況でございます。

一方これらのことととも、事業の着工のため必要な準備を進めたのでございませうが、何といひましたも計画路線につきましての設計を進めて参る必要があるといふこと、もう一つはこの事業の成否を決するいわゆる受益者各個人の賦課金、こういうものを公正妥当に算出したしめるためには、受益地域の画定をする必要があり、同時に受益地内の森林の現況を正確に把握する必要があるといふことで、こういう仕事はあわせてやつて参つたわけでございます。同時にやはり工事に着手いたします前に、受益者の負担すべきものにつきましては十分に了解を求めて、慎重な上にも慎重を期する必要がある、かように考へましてやつて参つたわけでございます。また、目下の状況といたしましては、明年度予算で昨年の十一月に着手いたしましたものを手始めに、本年の三月の末で計画路線二十二路線の中の二十一路線の着工を終えたわけでございます。それらの関係につきまして一応二十二路線全流域を合せまして八十一・四キロ、これが三十一年度の当初の事業計画であつたわけでございますが、これに對しまして二十一路線七十九・二キロ計画に對しましては九二％の着工率といふ状況に相なつておるわけでございます。いま、これらのものは早いものは五月、おそいものにつきましても大体本年の十月には完工する。引き続きまして大体一路線を二年計画でやつておるわけでございますが、三十二年度計画の事業に引き続きまして実施に着手いたします、こういう状況でございます。

この公団法の審議のときにいろいろと御説明を申し上げました計画人員百二十名、ちよつとそれに見合う百二十名の要員を本所並びに支所に配置いたしまして、事業の指導並びに実行に當つておるわけでございます。

○芳賀委員 開発公団の内容に對してはまた別の機会にいろいろお尋ねしたいと思ひますが、次に先ほど長官から、この国内の用材の供給関係から見てどうしても相当量外材に依存しなければならぬけれども、しかし今の実情から言つると一千万石程度ですか、それ以上ものを輸入することは困難であるといふ話がありました。この際日ソの国交が正常化したといふことを機会にして、ソ連とわが国との間における木材関係の交渉といふものはどういふことに現在なつておるか。また将来どうしようといふふうにお考へになつておるかといふ点をお聞きしたいのです。これは歴史的ないろいろな経緯もあつた樺太の南半分は特にバルブ用材の給源地であつたといふ歴史も持つておつたわけですから、日ソ国交の回復に伴つてこれは単に漁業問題に重点を置くといふことだけではいけないと思ふのです。この際そういう林業の關係における日ソの国交回復に伴つた問題の処理等に對しましては、長官はどういふふうにお考へになつておるか。

○石谷政府委員 一応一千万石前後といふのが現在並びに将来にわたつた外材への依存度であらうと申し上げたわけでありませうが、その中のほとんど八割といふものが南洋材でございます。残りがいわゆるソ連材、米材、カナダ材といふやうになつておるわけござ

七

いますが、最近の船運賃等の関係によつて、米材は昭和三十一年度におきましては大体六十万石程度という予定でございます。ソ連材の問題でございますが、何といひましても国内において現在需給の逼迫しておりますものは、針葉樹でございます。また現在の国内の木材に対する各産業の消費構造と申しますか、そういうものからいたしましても、ほとんど九割近くは針葉樹でございます。そこでこれらの給源というものをできるだけ手近な地域に求めるといたしますと、ソ連サガレン地域以外にはないということでございますし、またソ連側といたしましては、これを他地域に出すということになりますと、日本ほど有利な市場はないということに相なるかと思つておられます。そこで昨三十一年度におきましては年間約二十二、三万石、前年の三十一年度におきましてはたしか七、八万石程度入つたわけでございます。二十九年度に八千石ばかり見本輸入いたしました、それを契機に多少入つておる、こういう状況でございます。

そこでこれに対して一体どのような期待を持つかということですが、私もといひましてもは入れ得る限り多く入れたい、こういうふうには実は考えておるわけでございます。ちよつとたまたま昭和三十、三十一の両年度にわたりまして北海道の風害木を内地に移入したわけでございます。大体二百六十万石の資材を約十七の消費市場に移入したわけでございますが、このことによりましてソ連材がかなり大量に逐次入つて参ります場合の受け入れ態勢と申しますか、実はでき上つておるわけでございます。三十二年度あたりは少くとも六、七十万石のソ連材輸入を期待したいというのが私どもの本意でございます。ところが御承知のように、現在のソ連地域の積出港はすべて北に寄つた地方のマガ、ラザレフという二つの港があるだけでありまして、これらの港を相手にいたしまして取引をいたすということになりますと、船の就航し得ます期間が年間百十日というような非常に短い期間に制約されるということが一つの問題であります。おそらく海洋いかだ等を併用いたしまして満度にやるといたしましては、この二港の開港では年間百万石以上はとうてい期待し得ないというのが現状であろう。従いまして今後この問題を取り上げまして、ソ連地域からの木材輸入を考へて参るためには、新しい事業地区創設とあわせまして積出港をずつと南の方に設定をしてもうこの不可欠の要件であるというふうにお考えしております。戦前にはそのような方面の取引の実績も実はあつたわけでありませう。私もいひましても、何と云ひましても相当な針葉樹について需給に大きなギャップがあるという現状でございますので、御指摘のように奥地開発の問題も十分に進みかねておる現状に照らしまして、ソ連材の輸入につきましましては極力これを要請いたしたいと考えておるわけでありませう。

○芳賀委員 漁業関係の問題は日ソ間において非常に緊密化されて発展しておりますけれども、林業関係は依然として停滞しているわけですか。昨年は河野農林大臣がもつぱら漁業問題を中心に折衝したり、今年においても漁業問題を中心にして五十数日をこれに費しているわけですか。ですから漁業問題の次の比重としては、林業の問題が相当大きな比重を持つものだと考へるわけですか。この点に対してはいずれ井出農林大臣の出席を求めて――井出さんは魚よりも林業関係ですから、抱負のほどを私は聞きたいと思つておるのですが、やはり林野庁長官も水産庁長官に劣らぬくらいの見識を持つておると思つておるから、国際的な脚光をあびてこの外材問題に対してはもう少し画期的な新しい機構を開拓するというような大きな構想の上に立つた施策を打ち出すべき時期だと思つておる。国内における受け入れ態勢ができておるとすればなおさらでありますから、この点に対しては特に今後の日ソ友好の中において、林業問題の発展というものが国民的な期待の一つでもあると考へられるので、この点に対しては特にこの機会に私は意見を申し上げておきます。

もう一つは十五号台風によるところの風倒木処理がおそらく今年度で終ることになつておると思つておる。それで風倒木の処理の実施の経過と、どの程度の進捗でこれが処理されたかという点、風倒木の処理が一段落つた場合においては、わが国の木材価格というものは、風倒木がもう処理されたというところによつて相当の変動がくるのではないかというふうな不安も一部にはあるわけですから、この点に対する長官の説明をお願いします。

○石谷政府委員 北海道地域の風倒木の処理状況でございますが、すでに先方も御承知の通り、大体私どもが当初から処理し得られるというふうにお考へておりましたものは、国有林におきましては約六千万石という数字であつたわけでございます。この数字に基きまして、最初は二十九年発生いたしました年の計画によりまして、大体三十一年度までの三カ年間に二・四・四という割合でこれを処理するということに考へたのでございます。その後の調査の結果によりまして、一地域にかなり多くの風害木が生じておるといふ状態が明らかになつて参りましたので、その後この計画を變更いたしました。三十二年に至る四ヶ年計画でこれを処理するということになつたわけでございます。そこで、いわゆる風倒木をいまして、これを賣りものを伐出いたしまして、これを賣り払う、あるいは貯材をする、内地の市場に持つてきてこれを処置する、こういうふうないわゆる直接的な仕事につきましては、昭和三十一年度をももちまして全量の約八一％が進捗をする、こういう状況で実をいましておるわけでございます。残りの一九％というものが昭和三十一年度の処理材として持ち越されておる、こういう状況でございます。おおむね数量的に申しますと、用材、薪材合せまして未処理材は立木石数で約千百万石でございます。北海道内七十六管林署の管内に風倒被害があつたわけでございますが、これが一応三十一年度末でうち七十管分は片づきまして、あとの六管というものがいつてたまま申し上げました全量の一九％の処理を三十二年度中に実施する、こういうことでございます。と同時に、一応整理いたしましたあとには末木枝条があるわけでございます。

て、これらのものの二次利用というものも考へまして、これも三十一年度で一応完全に終るといふような状況で進捗をいたしておるわけでございます。ただいま申し上げたわけでございますが、これらの処理を適切にやつて参りますためには、やはり道内に滞留いたすものを極力少くいたさなければならぬというふうな見地からいたしまして、道内の長期貯材の態勢を確立いたしまして、道外にこれを運出して内地の市場に賣り払うということをやつたわけでございます。一応三十一年度、三十二年度におきまして約六百万石の道内過剰材があつたわけでございます。このうち二百六十万石につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、道外にこれを運出して賣りました。道外にこれを運出して賣りました。道内の各地に陸上あるいは水上貯材をいたしまして、適当に必要な量を賣り払つておる、こういうやり方をいたしたわけでございます。

以上が直接的な問題でございますが、その後の状況といたしましては、御承知の通り三十年、三十一年度の両年度にわたりまして、地上散布あるいは空中散布等の方法によりまして害虫防除の事業をやつたにもかかわりませず、立木のまま無被害木が虫害にやられるというふうな状況も最近では出ておる。まして、冬期間にそういうものの処理をいたす必要があるということ、昭和三十一年度の冬に現在あります約百八十万石の全量を伐出いたす、こういうことで事業をやつておるようなわけでございます。

それからあわせまして一番問題にな

りましたこの風害跡地の火災の問題でございすが、風倒の翌年度の昭和三十年度におきましては、まことに好都合に山火皆無という新記録を作ったのでございすが、三十一年度におきましては約二十五件でございす。六百二十町歩くらいの地域に二千万円程度の被害があったのでございすが、本年度は各地に山火事が発生いたして、おるわけでございますが、幸いに現在までのところ北海道地域はまだ異常乾燥の状況ではない、時期的にそうでない関係もあると思ひますが、火災の発生を見ないような状況でございす。

それからこれは大体跡地をどうするかという問題でございすが、二十五万町歩の風倒跡地につきまして、三十一年度からこれらのいわゆる造林計画を実施に移しておるわけでございます、そのうちの四割に相当いたします十萬町歩は人工植栽で、残りの六割は天然更新補整と申しますか、天然更新の助長作業をやることによりましてやっておりますこと、人工造林によりましてはつきましては三十一年度からの六カ年計画、それから天然更新によりましては三十一年度からの四カ年計画で完了するということとやっておりますこと、三十一年度におきましては五千町歩の人工造林と二万町歩の天然更新による更新の完了をいたそうという状況でございまして、三十二年度におきましては二万町歩の人工造林と四万町歩の天然更新による造林というものを進めて参るといふこととやっておりますこと、

このことによりまして、木材価格にどういふ動きがあったかということ

ございすが、北海道地域の状況だけをごく簡単に申し上げますと、風害直前は内地の市況が非常に低調でございましてにかかわらず、北海道はややかたい調子の状況が続いておったわけでありすが、いわゆる若干の供給不足という状況が続いておったわけでございますが、あの風倒によりまして非常に混乱を生じまして、たちまちにして約二割くらいの木材価格の下落があったわけでありすが、これが昭和三十年度の下期に入りまして次第に調子を取り戻してきたわけでありすが、それが約一年間いわたる横ばい状態が続いたわけでありすが、昭和三十一年の下期からは全体的な経済界の好況の波に乗りまして、次第に強くなって参りまして、価格はほとんど風害前の状態にまで復帰するといふことで、従いまして、こういったような環境の中で処理を進めまして、道内外の風害木の整理事業を通じましての影響は比較的小かった、これによりまして倒産したような業者は非常に少なくなりました、結果といたしましては、国内に新しく北海道材の市場ができたといふようなことで今日に至つておるといふ状況でございす。従いまして、この整理が完全に終了いたしましたあとにおきまして相当異常な価格の暴動といふようなことがあり得るようには私も考へていないのでございまして、大量のものがございましてけれども、内地市場に出したり、あるいは道内に備蓄しながら自然にこれを出していくといふようなやり方をしておりますので、そのような意味合いの大きな影響はないもの、かように期待をいたしておるわけでありすが、

○芳賀委員 次に昨年の冷害対策の一環として、被害農家に対する家用薪炭材の売り払い、あるいは営業用薪炭材の売り払いを国有林の中から行われたいわけでありすが、その点に対しては、実は昨年の前国会のときに当委員会において取り上げた問題ですが、いづつの場合にも被害農家に対する家用薪炭材等の一括払い下げをやる代金の価格が業者に対する払い下げ代金よりも高価であるといふところに非常に現地における問題があるのです。それで昨年私どもは林野庁に所見をただしたときにおいては、この不合理は規定の改正によつて是正するといふような当時答弁があつたんですが、いまだにその改正のあとが見られないように思ふのです。ただこの取扱いは、業者に売り渡す場合においては一応企業利益を見て、それを控除して払い下げをする、それから自家用の場合においては企業利益といふものを見ないといふことによつて価格差がでると思ふのです。が、とにかく災害を受けた農民等に対する地方公共団体等を通じて一括払い下げをやる場合における、しかも国有林の立木の払い下げ代金が、営利を目的とする業者の場合よりも高いといふことはどうしても不合理だと思ふ。この点は是正といふものはやはり当然行ふべきものだといふふうに考へるんですが、いまだにその規定の改正等がやれないといふことはどこにその原因があるか、この機会に明らかにしてもらいたいと思ひます。

○石谷政府委員 国有林産物を時価よりも減額しまして売り払ふことのできます場合は、法律によつて非常に制約を受けているわけでありすが、異常災害等によりまして災害救助法の発動されるような場合におきましては、公共施設を緊急復旧するといふようなものについては、対価の五割までの減額をして売り払ふことができる、こういうことで実施するのが唯一の道でございす。従いまして、あくまでも現行法のもとにおきましては、国有林野の産物の一般売り払いの場合は、いかに相手方が被害を受けられた農民でありまして、あるいは薪炭業者でありまして、あるいは相手がいたしまして、売り払いの場合の価格を上げんする要素といふものはないわけでありすが、そこで同一の人が家業用の薪炭の原料として林産物の売り払いを受けられるというふうな場合におきましては、その人が業としてその材料を必要とされるものは、随意契約で売り払ひます場合の予定価格を算定いたします場合に、当然一定の企業利益を差し引くといふことでございす。そこでこれがかりに随意契約でなくて、指名競争入札、あるいは公入札ということになりますと、競争の結果その価格よりも高いものが現出するといふこともしばしばあるわけでありまして、そういう場合におきましては、予定価格の計算上差し引いておきます企業利益といふふうなものの実態的には何の意味も持たないといふことになるわけでありすが、双方が随意契約で売り払ふという場合におきましては、自家用の場合には最終消費費といふことで、これをもとにして加工し営業するといふ材料だといふことにならぬ関係で、なかなか現行法では引けない、こういう一つのなかなか突き破れない障壁がある。従いまして、同一人の場合でありまして

も、それが営業用のものでして売り払われる場合におきましては差引関係がおりますが、そうでない自家用のものとして消費される場合においては差引かない、こういうわけでありすが、特別に業者売り払いの場合に差し引かぬといふのは、こういうことかからせているわけでありすが、

○芳賀委員 現在の規定ではそうなつていふところに問題があるんですから、これを改めればいいでしょう。絶対改正できないといふものじゃないと思ふのです。ですからどこをどう改めれば、そういう、一般がどうも了解に苦しむような、特に被害を受けた農民等が、地元で国有林からとれば自家用薪炭材の払い下げを受けたという場合に、利潤追求を目的にした業者に対する売り払い代金よりも単価が高いといふことは、やはり現地の被害農民等は納得できないですね。国民の共有の財産である国有林の払い下げを行う場合において、営利を目的とする特定業者に対しては利潤まで見て安く払い下げをして、被害を受けて一年間の収入も全くとれたといふわけに、被害者に対しては売り渡しを行う場合に、業者より高いといふのはどういふわけかといふことは、長官といへども納得のできるような説明はつかないと思ふのです。ですからこれはやはり規定の不備とか欠陥だと思ふのです。ですからこういう点は率先して改める点は改むべきだと思ふのです。それが何の困の大きな損失にはならないと思ふのです。被害を受けた国民に対して、少しでも国の配慮を浸透させるといふ点から見ても、これは当然改正す

べき問題だと思ふのです。特に国有財産の無償譲与というような法律規定等によつて、大きな災害を受けた場合において、国有林産物等を無償で与えるという規定さえも現在一方においてはあるのですから、売り払いをする場合も、業者より安くなくても業者並みくらいの有利な値段で払い下げることができると思ふが、いかがですか。

○石谷政府委員 この問題は、やはり一般売り払いの対象として特別のものを扱ふというところに意義があると思ふわけであります。やはり特別な救済措置を必要とするということになりますと、別格の問題として取り上げますと、別格の問題だと思ふます。現存の国有林産物の一般の売り払いの対象として扱つて参るといふことからはずしまして、先ほど私が申し上げましたように、特殊なケースのものにつきましては、確かに対価を減額して売り払つておるということもありません。そういうものの中の一ケースとして事柄を考へて参るといふことではないと、なかなか考へにくいのではないと思ふます。

○芳賀委員 別のケースとして処理なされませんか。林野庁の方で特別扱いとして、そういう点を是正するということが自信を持ってやれるとすれば、われわれはそれに期待するし、できないとすれば、国会においてそういう不合理性のものは是正するのですから、その点は長官がみずからやれるという自信があれば、それを表明してもらいたい。自分の方ではできないということであれば、またわれわれは考へなければならぬと思ふます。その点は、毎年災害等が起きた場合には出てくる問題

ですから、この際森林法の改正と合せてこの問題の結末をつけておく必要があると思ふ。

○石谷政府委員 これは国有林産物の売り払い原則にかかってくる問題だと考へますので、私どももいたしまして、確かにおつしやる通りそういうようなことがわからぬわけではございません。よくわかる話でございますので、極力努力はいたしたいと思ふますが、なかなかむずかしい問題ではないか、かように考へます。

○芳賀委員 長官の方でできるかどうかということをお聞いしておるのです。あながたやれぬとすれば、われわれはまた考へなければいかぬのですから、率直な答弁をお願いしたいと思ふます。

○石谷政府委員 十分に研究いたしまして御回答申します。

○芳賀委員 最後に一点お尋ね申します。それは木材の高度利用の点であります。最近木材の精化が企業化の方向に向つておるわけなんです。これは特に林野当局としても、木材精化の事業の企業化の問題に対しては、いろいろな角度から検討を進めておると思ふのですが、特に北海道開発公庫等の融資対象の中にも木材精化事業を一つの融資対象に取り上げておるようなことにもなつておるので、林野庁当局のこの木材精化の企業化に対する見通しとか見解等をこの際明らかにしていただきたいと思ふます。

○石谷政府委員 確かに木材精化工業というものが、将来の木材事業の上にも果すべき大きな役割というものにつきましましては、私もきわめて重視しておるのであります。何といひましても今後天然生林の伐採が進行して参ります

と、いわゆる不良材というものが大量に出てくる。この不良材の消化対策を考へながら跡地の造林事業を取り進めて参らなければならぬという現実に当面して参ります立場からいたしますと、当面木材の精化工業は確かに期待すべきものがあると思ふます。ただ目下のごとく考へますれば、すでに北海道地内におきまして、これを工業化するという前提の上に立ちましまして、そういうような企画が進んでおるようにも聞いておりますが、私どもの判断いたすところによりますと、まだ一般の企業化という段階は時期尚早ではないか、やはり中間的なプラントによる試験経過を一段階経た上でこれは取り上げるべきであつて、その結果に基いて、林野庁といたしまして可能な範囲の助長策を講じたい、かように考へております。

○小枝委員長 この際お諮りいたします。ただいま外務委員会審査中の北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、北太平洋のオットセイの適正な漁獲方法の決定のための科学的調査の実施を主たる内容とした条約であります。オットセイの捕獲禁止に伴うイルカ漁業の他種漁業への転換の問題等、当委員会としても重要な関心を持つ条約でありますので、この際、外務委員会に連合審査会開会の申し入れを行いたいと思ふますが、御異議ありませんか。

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○小枝委員長 御異議なしと呼ぶ者あり

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ましては、両委員長協議の上追つて公報をもつてお知らせいたします。

○小枝委員長 細田委員。小沼前専務を喚問することに決定しておるのですが、その送達ができなくてまだそのままになっておる。決算委員会の方で喚問したそうですが、決算委員会の喚問と当委員会の喚問とは立場が違い、またおのずから性質も違ひます。どっちにしても呼ぶことになつておつて、日ソ漁業協定なんかの問題もあつておつて、呼ばないなら呼ばないという一つはつきり御決定願ひたいと思ふます。

○小枝委員長 ただいまの細田委員の御発言につきましましては、ごもつともなことでございます。いずれこれは至急に理事会を開きまして、その結末について協議をいたしまして御報告を申し上げたいと思ふます。

なお、この際御報告を申し上げておきますが、去る十日の本委員会において、ただいま細田委員御発言の、全国購買農業協同組合連合会の事業運営の状況について、全国購買農業協同組合連合会及び全国農業協同組合中央会より参考人を招致してその意見を聴取いたしました際、全購連の小沼専務理事に対し出席の要求をいたしましたにもかかわらず出席がなかつた理由について、昨日日本人につき直接調査をいたしましたところ、同専務理事の申し立てによれば、当日郡里群馬勢多郡城南村の自宅に帰省し、その後病氣療養のため伊香保に滞在していたため、委員会の出席要求を全く知らず、翌日の新聞報道により初めて承知したというのであります。

同専務理事は、当日欠席をいたしたことにについてはごく恐縮をいたし、深く遺憾の意を表し、今後委員会において出席の要求があり次第、何日なりともこれに應じ、事情の説明に當る旨の確約をいたしました。

なお、その当時の病状について医師の診断書を提出して参つたことを申し添えておきます。

以上小沼専務の欠席について、前後の事情を取り調べました結果を委員各位に御報告を申し上げておきます。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十五分散会

昭和三十三年四月二十日印刷

昭和三十三年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局